

# 香取市立栗源小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月10日改定  
香取市立栗源小学校

## 1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努める。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でいねいな説明を行う。

## 2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義にあてはまることからいじめを認知することになる。

## 3 新型コロナウイルス感染症予防に関する偏見や差別・いじめの防止

### （4）感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族、新型コロナワクチンの接種を受けていない人あるいは受けた人等であることによって偏見や差別につながるような行為が行われることは、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインより

（令和4年4月1日）

文部科学省は令和5年3月に令和5年度の新学期より、児童生徒・教職員は新型コロナウイルス対策のマスクを基本的に付けなくてよいとする新指針を教育委員会を経由して各学校に通知した。ただし、基礎疾患があるなど引き続き着用が必要な児童生徒もいることから、着脱を無理強いせず、マスクの有無がいじめを誘発することのないように指導を促された。  
(令和5年3月17日)

以上の2点の通知より、今後も新型コロナウイルス感染症予防に関するいじめ・偏見・差別がないように務めていく。

#### 4 いじめ対策委員会の設置と校内体制

生徒指導委員会を核としたいじめ対策委員会を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・対策の実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 構成員は、生徒指導委員会を基本とする。但し、(1)の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表としてPTA会長を構成員とする。また(6)の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じて栗源中学校のスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

#### 5 いじめ防止のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

## 6 具体的な取り組み

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

- ア いじめ防止に向けた取組の年間計画等の作成と見直し
  - ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
  - ・教師用のチェックリストの作成と活用
  - ・いじめ防止啓発強化月間やキャンペーンを実施
- イ 道徳教育及び特別活動、いのちを大切に作るキャンペーン等の充実
  - ・全教育活動を通しての道徳教育の推進
  - ・児童会活動等、児童の自主的な活動の展開
    - \* 代表委員会において学校生活をよりよく送るための話し合い活動の実施(6月、11月)
  - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
  - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
  - ・人権教育等の推進
  - ・読書活動の推進
- ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
  - ・情報モラル教育やメディア教室による未然防止の推進
  - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知
  - ・青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)の利用
  - ・スマホ・パソコン・ゲーム機等によるネットを介した問題行動の状況を把握するためアンケートを実施(年1回)
- エ 教職員研修の推進
  - ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
  - ・生徒指導委員会の定期的な実施
  - ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
  - ・ネット上の問題行動に関する研修の実施
  - ・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
  - ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施
  - ・児童が出すSOSサインの認知研修
- オ 保護者や地域住民等への啓発活動
  - ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
  - ・県や自治体からの資料等の周知と活用
    - \*リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」
    - \*リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」
    - \*「インターネットに潜む危険性について」(文書)
  - ・「いじめ」に対する児童会活動の周知
  - ・道徳の授業の一般公開

- ・いじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定する。

## (2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

### ア 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声かけ
- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施

(年3回：5月、10月、1月)

\*自分自身に関するものだけではなく「クラスの友達で心配になる、気にかかる子がいないか」を見る、児童の第三者の目としての早期発見も図る。

- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
- ・定期的な教育相談の実施 (年3回：5月、10月、1月)

※ゴールデンウイーク明けや長期休業明けに臨時の教育相談を行う。

### イ 相談体制の整備

- ・相談体制についての児童への周知(全校集会、文書)
- ・養護教諭、担当教諭等による相談機能の充実
- ・相談箱の設置(保健室前に設置)
- ・いじめについて「話す勇気」の指導
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先の周知

栗源小学校 電話番号 75-2019

担当：教頭・養護教諭・生徒指導主任

(参考) 香取市ほっとダイヤル《香取市教育委員会対応》

電話番号 50-1228

## (3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」により、組織的に対応する。

以下概要

### ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握

### イ 初期対応

- ①学校いじめ対策委員会で初期対応の方針の決定
- ②教育委員会への報告と連携
- ③いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ④事実関係を明確にする調査
- ⑤初期支援(指導)

ウ 二次対応

- ①情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ②保護者への報告と支援・助言

エ いじめの解消について

- ①いじめに係る行為が止んでいること
  - ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を設定し状況を注視する。
- ②本人及び保護者に面接で確認すること
  - ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じてないかどうかを面接等により確認する。
- ①②を確認の上で、いじめの解消とする。

オ 長期対応

- ①関係児童の心のケア
- ②再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

カ 重大事態発生時の関係機関との連携

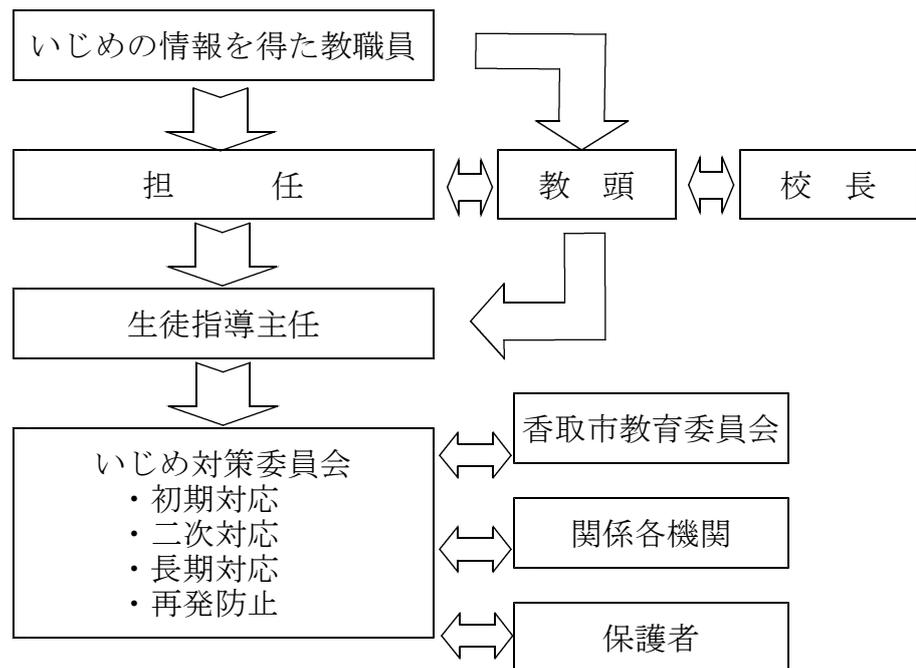
参考) 重大事態とは、(いじめ防止対策推進法・第28条より)

- (ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき
- (イ) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (ウ) 保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、いじめとして疑う

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

被害児童や保護者からいじめられている重大事態に至った申し出があったときは、再度調査等を実施し、いじめの事実確認を行う。被害児童・保護者への支援助言を行い、加害児童・保護者へ指導助言を行う。さらに、関係諸機関への報告・連絡・相談を行い、対処について共通理解をとる。

《 報告連絡体制 》



## 6 その他

- ①学校いじめ防止基本方針をホームページで公開する。
- ②学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直しを行う。
- ③その他いじめの防止等に関する措置を随時検討、実施する。
- ④全職員でいじめ防止に取り組む。